入札公告

一般競争入札を次のとおり行う。

令和８年８月７日

株式会社マルカワ園芸　代表取締役　川合　健晃

記

１．入札に付する事項

(1)　補助事業名　６次産業化整備事業（農山漁村振興補助金）

(2)　工　事　名　（株）マルカワ園芸　空調設備工事

(3)　工 事 場 所　豊橋市中原町地内

(4)　工　　期　令和９年２月２８日

(5)　入 札 方 式　一般競争入札

２．入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者

(2)　本公告日から落札決定の日の期間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条による営業停止処分を付されていない者及び農林水産省の機関、愛知県及び豊橋市から入札参加停止措置に付されていない者

(3)　落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者

(4)　落札決定の日前 1 年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始または再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　本公告日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者

(7)　建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できる者

(8)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行している者

（当該届出の義務のない者を除く。）

３．契約条項を示す場所及び日時

株式会社マルカワ園芸（愛知県豊橋市中原町字上ノ谷 12 番地）

本公告の日から入札日まで

４．入札書及び工事費内訳書の提出期限

令和８年８月 14 日午前９時から令和８年８月 17 日午後５時まで

なお、入札日時までに入札のない入札者は不参加とする。

入札書及び工事費内訳書に必要事項を記入し、封筒に封入して郵送又は持参すること。

入札時に「契約等に係る指名停止等の措置に係る申立書」を併せて提出すること。

※持参する場合は、事前に電話連絡のうえ提出期間内の午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日、休日及び平日正午から午後１時までを除く。）とし、郵送の場合は必着とする。

５．改札予定日時及び開札場所

令和８年８月 18 日　午後３時　株式会社マルカワ園芸

６．入札保証金　　免除

７．予定価格及び最低制限価格

(1)　予定価格　落札決定後公表する

(2)　最低制限価格　有

８．設計書の配布

本工事の設計書は本公告日より以下のホームページからダウンロードする方法により配布する。

株式会社マルカワ園芸ホームページ　https://www.marukawa-engei.com/

（こだわり農家のお蜜柑屋/マルカワ園芸/ハウスみかん/お中元/通販/販売/農家直送/送料無料）

９．設計書等に関する質疑

設計書等に関し質疑がある場合は、別紙質疑書を作成し、記名の上、株式会社マルカワ園芸へ提出すること。ただし、電子メールによる提出も可能とする。（必ず電話で着信確認を行うこと。電話番号　090-5008-2545）

質疑に対する回答は、令和８年８月 13 日正午までに株式会社マルカワ園芸ホームページに掲載する。
質疑書の提出期限
令和８年８月 10 日午後３時
質疑書の提出先
株式会社マルカワ園芸（〒441-3106　愛知県豊橋市中原町字上ノ谷 12 番地、
電子メールアドレス　omikanya@marukawa-engei.com）

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加者の資格を有しない者のした入札
イ　所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
ウ　入札に際して談合等による不正行為があった入札
エ　同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札
オ　記名押印のない入札
カ　入札書の記載事項が確認できない入札
キ　予定価格の制限を超えた価格の入札、工事費内訳書のない入札及び工事費内訳書により算定した金額と異なる金額の入札
ク　最低制限価格未満の価格の入札

11. その他

(1)入札執行回数は、１回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合には再度入札を行う。再度入札の回数は２回までとする。
(2)落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。
(3)入札にあたっては、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を添付すること。なお、工事費内訳書様式は、別に示した様式を使用すること。この工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(4)契約書作成の要否　要
(5)契約金の支払条件　契約締結時に双方協議の上決定するものとする。
(6)落札者は施工において関係する法令を遵守すること。
(7)工事完了時は次の書類を提出すること。

ア　工事完了届（任意様式）

イ　現場写真（主要工事及び設備又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分）

12. 不正行為排除

本工事の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、すでに行われた入札を無効とし、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

13. 暴力団排除

(1)落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合当社は一切の損害賠償の責めを負わない。

(2)契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、当社に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

以上